

〒532-0003 大阪市淀川区宮原 4-1-9  
 新大阪フロントビル 8F  
 TEL (06) 6676-7750 FAX (06) 6676-7754  
 URL <https://yodogawaroukyou.gr.jp>



当協会の Facebook を開設しました！最新の人事労務ニュースを配信しております。



## Monthly Hot News

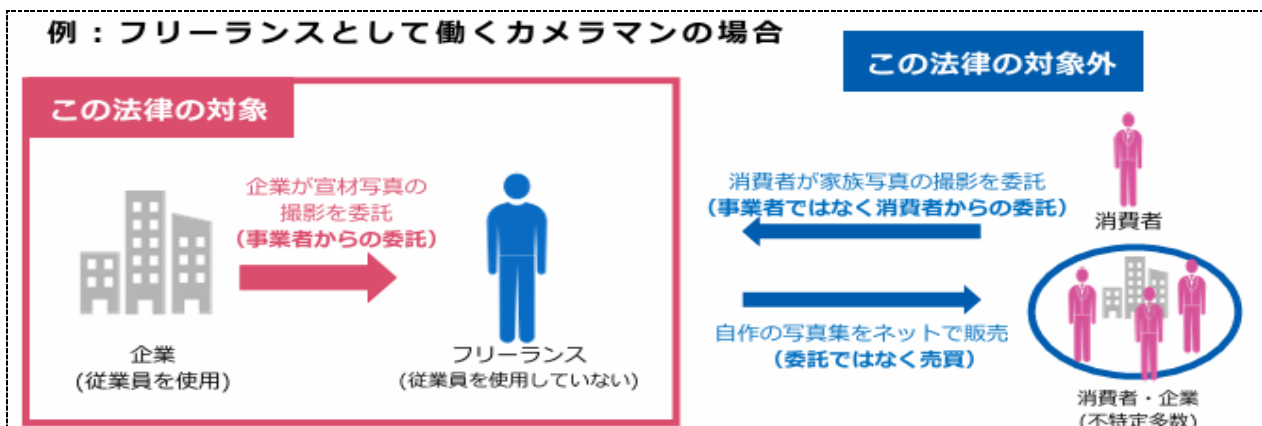
### フリーランスの取引に関する新しい法律が施行されます

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化と②フリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的として、「フリーランス・事業者者間取引適正化等法」が、2024年11月1日に施行されます。

#### ◆ 法律の適用対象：発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

- ✓ **フリーランス**：業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
- ✓ **発注事業者**：フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

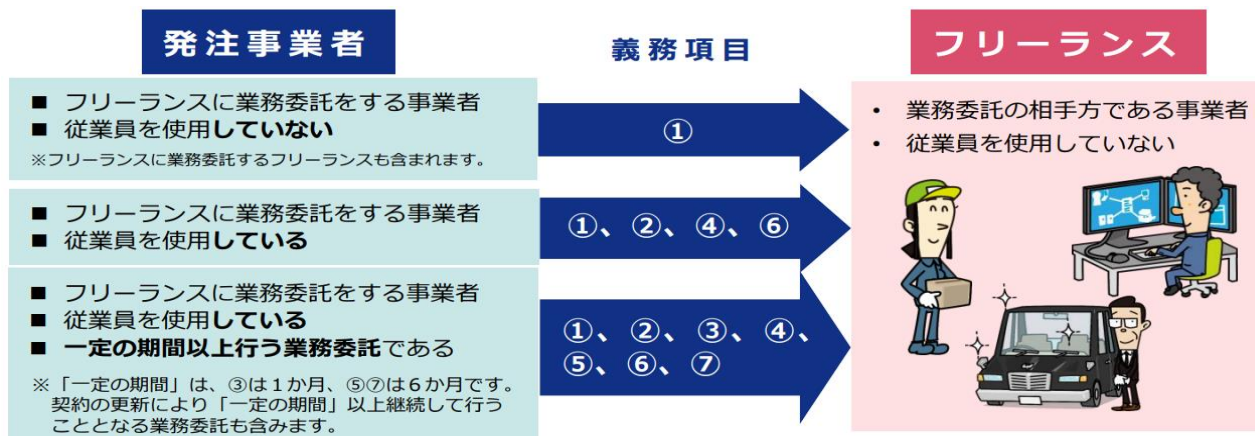
※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、この FAX 通信では伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含みません。具体的には、「週労働 20 時間以上かつ 31 日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で、従業員として雇用されている個人が副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

#### ◆ 法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
①書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
②報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて 60 日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③禁止行為	フリーランスに対し、1 か月以上の業務委託をした場合、次の 7 つの行為をしてはならないこと ● 受領拒否 ● 報酬の減額 ● 返品 ● 買ったたき ● 購入・利用強制 ● 不当な経済上の利益の提供要請 ● 不当な給付内容の変更・やり直し
④募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮	6 か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、周知・啓発、 ②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦中途解除等の事前予告・理由開示	6 か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として 30 日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

## 賞与に対する保険料の計算方法について ~届出は支給の有無に関わらず必要です

### (1) 社会保険料(協会けんぽ・厚生年金保険の場合)の計算方法(本人負担分)

被保険者それぞれの総支給額の 1,000 円未満を切り捨てた額に、健康保険(※大阪府の場合)5.17%(介護保険該当者は 5.97%)、厚生年金 9.15%を乗じた額です。保険料計算対象額の上限は、健康保険 573 万円(4 月 1 日から翌 3 月 31 日の累計)、厚生年金 150 万円(1 月ごと)です。

組合管掌・基金等にご加入の事業所様に関しましては、料率が異なりますのでご注意ください。

(※)健康保険(協会けんぽ)の保険料率は、都道府県別に決められた料率(例：大阪 5.17% 京都 5.065% 兵庫 5.09% 奈良 5.11% 滋賀 4.945%)での計算になります。

(介護保険該当者は、介護保険料率【全国一律で 0.8%】を加算してください)

※介護保険該当者とは介護保険第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満)です。

また、健康保険対象額の累計方法については、転職した場合は申し出により通算されます。

### (2) 雇用保険料の計算方法(本人負担分)

被保険者それぞれの総支給額に 6/1,000(建設の事業は 7/1,000)を乗じた額です。

### (3) 被保険者負担分に 1 円未満の端数がある場合

50 銭以下を切り捨て、50 銭 1 厘以上は切り上げて 1 円となります。

(ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合は、特約に基づき端数処理をしてください)